

【株式会社 GRIT GROUP】

福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

介護職員の処遇改善につきましては、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。このことを受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され令和3年度に本格実施となりました。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

〈福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件〉

1. 現行の福祉・介護処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること。
2. 職場環境要件について、「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための業務改善の取り組み」「やりがい・働きがいの構成」の6つの区分から3つの区分を選択し、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。
3. 情報公表システム等（事業所のホームページでの公表も可）において、職場環境等要件の内容等（処遇改善に関する加算の算定状況、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容）を公表していること。

「見える化要件」とは

上記の算定要件が福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためのものですが、その中で3.の「情報公表システム等における公表」については、「見える化要件」として、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービス情報公表制度やホームページを活用する等、外部から見える形で公表することが必要となります。以下、この「見える化要件」に基づき、当社の1.処遇改善加算の取得状況や、2.賃金以外の処遇改善の取り組み内容(職場環境要件)を公表いたします。

1.処遇改善加算の取得状況

事業所名	処遇改善加算	特定処遇改善加算
ベストライフ	加算Ⅰ	加算Ⅱ
ベストライフ2号店	加算Ⅰ	加算Ⅱ
ベストライフ3号店	加算Ⅰ	加算Ⅱ

2.職場環境要件の揭示

区分	内容
入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保。
両立支援・多様な働き方の推進	障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮。
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備。
生産性向上のための業務改善の取り組み	5S活動等の実践による職場環境の整備。
やりがい・働き甲斐の構成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による古語の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善。